

## 令和6年度第6回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年9月17日(火)  
午前9時25分 ～ 午前10時20分  
場 所 川棚公民館 2階 講堂

### 会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18 名  
現 在 数 18 名  
出 席 総 数 15 名  
欠 席 総 数 3 名

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	出席
2	木村 貴志子	出席
3	新久保 克己	出席
4	松倉 公一	出席
5	田崎 育子	出席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	河本 肇	欠席
17	岩本 憲慈	欠席
18	有田 孝義	欠席

### 本会議に出席した事務局職員

事務局長外4名

傍聴人なし

## 令和6年度第6回総会

(開始時刻 9時25分)

### 事務局（足立事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名のうち、本日出席の委員は15名、欠席委員は3名でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が、「成立いたしますこと」をご報告申し上げます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしく願いいたします。

### 議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えています。本日の総会は、成立いたしますので、「令和6年度第6回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第2項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号1番、阪田実委員と、議席番号2番、木村貴志子委員の、ご両名を指名させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

### 事務局（佐々本事務局次長）

ご説明いたします。以降、着座にてご説明いたします。

総会議案書1ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑2筆で、合計面積は、657㎡、位置図は3、4ページ、公図は、5ページをご覧ください。申請地は、下関市役所菊川総合支所から北西へ、約3kmに位置している、農業振興地域内白地の農

地です。

申請理由は、県外に居住しており農業後継者もいない譲渡人が、不動産会社の仲介により譲り渡すもので、譲受人は、申請地に隣接する土地及び建物と共に取得し、菊川地区で農業を始めるものでございます。申請地は、転居予定の住宅から近く、譲受後は、アスパラガスやかぼちゃ等の野菜を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

1 ページに戻りまして、2 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田 1 筆、畑 4 筆で、合計面積は、2, 7 0 5 m<sup>2</sup>、位置図は 6、7 ページ、公図は、8 ページから 1 1 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所から南東へ、約 6 0 0 m に位置している、農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、県外に居住し、U ターンの意味もない譲渡人の要望に、譲受人が応じたものでございます。なお、議案書に記載しておりますが、譲受人は、2 5 年以上前から、父親の所有農地を耕作しております。申請地は、譲受人の自宅から ██████████、譲受後は、大根やキャベツ等の野菜を栽培し、現存する栗の木を管理するとともに、梅等の果樹の植え付けも計画しており、贈与による所有権の移転となっております。

総会議案書 2 ページをお開きください。3 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑 2 筆で、合計面積は、1, 0 7 8 m<sup>2</sup>、位置図は 1 2、1 3 ページ、公図は、1 4 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所菊川総合支所から南東へ、約 2. 8 k m に位置している、過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、申請地の近くに位置している宅地を事業所として購入予定の譲受人が、申請地を取得し、農業を始めるもので、譲受人の要望に譲渡人が応じたものでございます。申請地は、譲受人が購入予定の事業所の近くに位置しており、譲受後は、ジャガイモやトマト等の野菜を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

各譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

## 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号13番、伊田喜弘委員、報告をお願いいたします。

### 伊田喜弘委員

議席番号13番、伊田です。1番の案件について、調査結果をご報告いたします。

令和6年9月5日に農業委員2名、事務局職員1名で現地調査を行いました。譲受人は、福岡県北九州市に居住していますが、移住して農業をすることを考えていたところ、当地に居宅と隣接する農地があることを知り、購入を計画しました。なお、居宅には9月に入居予定です。

申請地は畑ですが、長年耕作されていないように感じましたが、管理はされてきました。近隣は住宅地で、申請地の隣接地は宅地や道路等で、他の農地に与える影響はないと考えます。

「農業経営基盤強化促進法」の一部改正に伴う「農地法」の一部改正により、農地取得の制限が緩和され、その効果ととらえることができる事案で、耕作放棄地の解消や農村地域の人口減少に関し、歯止めの一助となり得る申請と考えます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

### 議長（山田会長）

続きまして、2番の案件につきまして、本日、岩本憲慈委員が欠席ですので、事務局が代理で報告をいたします。

### 事務局（稲田主任）

岩本委員が本日欠席のため、報告内容を言付かっておりますので読み上げます。

議席番号17番、岩本です。2番の案件について、報告いたします。

令和6年9月6日に、農業委員2名と事務局職員1名で現地を調査いたしました。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

現在、譲受人が所有する農地はありませんが、父親の所有地を25年以上前から耕作しており、農作業については問題なく行うと思われ、農機具は父親が所有するものを共用するとのことですので、何ら問題ないものと思われま

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

### 議長（山田会長）

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号11番、河本隆一委員、報告をお願いいたします。

### 河本隆一委員

議席番号11番、河本です。3番の案件について、調査結果をご報告いたします。

令和6年9月5日に農業委員2名、事務局職員1名で現地調査を行いました。

この案件は、新たに農地を取得して農業を始めるということですが、夫婦ともに農業経験がある方でございます。なお、隣接する宅地に、現在、母屋が解体され更地になっておりますが、事業所を建設される予定でその隣接地が農業をするのに適しているということで合わせて購入するものです。宅地も9月に購入予定です。宅地には長屋と離れのようなものが残っていますが、すべて購入することです。仕事の傍ら、夫婦で農業を始めるということで、何ら問題はないと思います。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

### 議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」、原案のとおり「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

### 議長（山田会長）

次に、日程第2「議案2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

### 事務局（佐々本事務局次長）

それでは、ご説明いたします。総会議案書15ページをお開きください。

1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記

地目は、田1筆で、転用面積は、141㎡、位置図は、16、17ページ、公図は18ページ、土地利用計画図は19ページをご覧ください。申請地は、JR山陰本線滝部駅から北東へ約330mに位置している、「第2種農地」となります。該当条文は、議案書記載のとおりで、転用目的は、自己用住宅でございます。

申請理由につきましては、不動産の売却を検討していたところ、住宅敷地の一部が、農地であることが判明し、この度の申請に至ったもので、本案件の一体利用地は、自己所有地の2筆のみでございます。

総会議案書17ページをお開きください。計画地の南東側は、隣接地に整備されている駐車場への通路部分となりますので、通路部分を除く有効実測面積にて建ぺい率を算出したところ、22%を超えておりましたので、計画面積は、土地利用計画及び建ぺい率からみて適当であると判断させていただきました。

申請地に隣接した農地はございません。

汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水のみ、道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は、追認案件で、昭和60年頃に、XXXXXXXXXXが、住宅を建設し、農地法の許可なく、住宅敷地の一部等として利用していたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されております。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いするところですが、本日、岩本憲慈委員が欠席ですので、事務局が代理で報告をいたします。それでは、1番の案件について、報告をお願いします。

### 事務局（稲田主任）

岩本委員が本日欠席のため、報告内容を言付かっておりますので読み上げます。

議席番号17番、岩本です。1番の案件について報告いたします。

令和6年9月6日に農業委員2名と事務局職員1名で現地を調査いたしました。申請内容については、事務局から説明があったとおりです。

昭和60年ごろに、XXXXXXXXXXが住宅を建てた際、申請地を農地法の許可なく住宅敷地の一部としたもので、申請地を含めた不動産の売却を検討する際に気づき、この度の申請となったようです。

長年宅地として管理してきており、許可することで致し方ないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

### 議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。  
それでは、「議案2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

### 議長（山田会長）

次に、日程第3「議案3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

### 事務局（佐々本事務局次長）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書20ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆で、転用面積は、754㎡、位置図は22、23ページ、公図は、24ページ、土地利用計画図は、25ページをご覧ください。申請地は、下関市役所菊川総合支所から南東へ約800mに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない孤立した農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、特定建築条件付売買予定地2区画を整備するもので、申請理由につきましても、申請地は、特定用途制限地域の一般住居地区の中でも宅地化が進む田部地区に位置し、幹線道路にも近く交通の利便性も良く住宅の需要が見込まれることからこの度の計画に至ったもので、県外に居住し耕作及び管理が困難な譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

申請者からは、申請に必要な事項が記載された関係書類が全て提出されてお

り、事務局は、農地転用事業者である譲受人は、この度の申請に係る用途に供することが確実であると判断しております。

一体利用地は、市道加工部分のみで、施工に必要な申請書が提出されており、確保は確実で、計画面積は、土地利用計画及び標準的な建物の建ぺい率からみて適当であると判断しています。

申請地に隣接した農地はございません。

汚水は、集落排水で処理される予定で、雨水のみ、道路側溝から農業用排水路に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本案件は、「他に適当な土地はなく」、提出された申請書類からも農地転用許可し得るものと判断でき、許可基準を満たしていると考えられます。

なお、農地転用事業者から土地購入者への土地の引き渡しの時期等の条件を付して許可することとし、住宅が建築されるまでの間、事務局にてその都度状況を確認することといたします。

総会議案書 21 ページをお開きください。

2 番、本件の申請地の大部分は、先月の総会でご審議いただいた、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可を取消した部分で、この度、事業実施者及び事業計画が変更され、新規に申請書が提出されたものでございます。

それでは、ご説明いたします。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田 21 筆、畑 1 筆で、転用面積は、9,303 m<sup>2</sup>、位置図は 26、27 ページ、公図は、28 ページ、土地利用計画図は、29 ページをご覧ください。

なお、本案件は、大規模な計画となっておりますので、総会議案書の 27 ページから 29 ページの A3 版を本日お配りしておりますので、合わせてご覧ください。

申請地は、下関市役所勝山支所から北東へ約 1.3 km から 1.5 km に位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第 2 種農地」となります。転用目的は、特定建築条件付売買予定地 29 区画を整備するもので、申請理由につきましては、申請地は、幹線道路に近く、市街化が進む勝山地区に位置しており、住宅の需要が見込まれることから、この度の計画に至ったもので、耕作及び管理が困難な、各譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

申請者からは、申請に必要な事項が記載された関係書類が全て提出されてお

り、事務局は、農地転用事業者である譲受人は、この度の申請に係る用途に供することが確実であると判断しております。

一体利用地は、法定外公共物と市道加工部分のみで、施工に必要な各申請書が提出されており、確保は確実で、計画面積は、土地利用計画及び標準的な建物の建ぺい率からみて適当であると判断しています。

なお、本案件は、住宅の建築工事費が3棟分のみの計上となっておりますが、同地区においては、既に事務局も過去の販売実績等の情報を把握しており、同地区での販売実績、ニーズからみて、この度の資金計画書は、妥当であると判断しました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地がございますが、法面は、芝張りにより養生し、法面以外の箇所には、土盛する計画となっております。

汚水は、合併浄化槽で処理される予定で、雨水とともに、新設の道路側溝から河川に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地はなく」、提出された申請書類からも農地転用許可し得るものと判断でき、許可基準を満たしていると考えられます。なお、農地転用事業者から土地購入者への土地の引き渡しの時期等の条件を付して許可することとし、住宅が建築されるまでの間、事務局にてその都度状況を確認することといたします。

本案件は、開発許可と同時施行といたします。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号11番、河本隆一委員、報告をお願いいたします。

### 河本隆一委員

議席番号11番、河本です。1番の案件について、調査結果をご報告いたします。

令和6年9月5日に農業委員2名、事務局職員1名で現地調査を行いました。

図面でお分かりのように、周りは全て宅地で、残った一部分のみが今回の議案にあがってきました。特定用途制限地域の一般住居地区に位置し、住宅の需要が

見込めることから、特定建築条件付売買予定地2区画を整備するものです。譲渡人は遠方に住んでおられて、耕作ができない、管理ができないということで譲受人の要望に応えたものです。なお、この地区はどんどん住宅化が進んでおられて、ほとんど空き地がないような状況ですが、そういった意味では条件に合った建物が建てられるものと思われれます。何ら問題ないと思います。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

### 議長（山田会長）

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号1番、阪田実委員、報告をお願いいたします。

### 阪田実委員

議席番号1番、阪田です。2番の案件について、調査結果をご報告いたします。

令和6年9月5日に農業委員2名、事務局職員2名で現地調査を行いました。この土地は、先月、許可取消があった所と同じですが、また同じような業者が同じような計画を提出してきました。これだけの宅地とするために多くの農地が無くなるのかという気はしますが、事務局からの説明にもありましたように特定建築条件付売買予定地ということで、書類も全て揃っており、申請どおりの用途に供されることが確実と思われ、何ら問題はないと思われれます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

### 議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

### 新久保克己委員

議席番号3番、新久保です。2番の案件について、2点教えてください。これだけの工事をするので、おそらく工事期間延長が出されると思うのですが、工事期間はいつまでですか。もう1点は、譲受人は他に同じような工事をやっているのか、それともこれだけなのか教えてください。

### 議長（山田会長）

事務局、お願いします。

### 事務局（岡本主任）

お答えいたします。今回の案件につきましては、申請時に3か年の工事期間を

許可いただきたいとのことで申請が出されておりますので、3か年で許可することとなっております。通常は2か年ですが、1ヘクタールを超える案件であり宅地造成に時間を要しますので、3か年で申請がありました。

次に、期間延長につきましては、何年何月までに全ての土地が売買できなかった場合には自らが住宅を建設するという条件での許可になっておりますので、自らが住宅を建設することになった場合でなければ期間延長の許可はできないものと思われま

す。次に、譲受人についてですが、届出に関しては他の工事がございますが、許可についてはございませんので、特定建築条件付というのは初めてでございます。以上でございます。

### 議長（山田会長）

質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

なお、2番の案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った後に許可とすることとします。

次に日程第4「議案第4号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

### 事務局（佐々本事務局次長）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書、30ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

位置図は、31、32ページ、公図は33ページで、変更前の土地利用計画図は、34ページ、変更後の土地利用計画図は、35ページをご覧ください。

変更内容は、土地利用計画の変更及び工事期間の延長で、変更理由につきましては、議案書にも記載しておりますが、工事期間内での事業完了が困難な状況に

なった為、工事期間の延長を行うもので、合わせて、土地購入者の利便性を考え、土地利用計画の変更を行うものでございます。

なお、現地は、既に変更後の土地利用計画どおり整備がなされておりました。

本件の許可日は、令和4年3月25日で、工事期間は、許可後2箇年、申請時に、許可後、1年6箇月、令和5年9月25日までに、当該売買予定地の全てを販売できない場合には、販売出来なかった土地に当社自ら住宅を建築することが確約されていたことから、特定建築条件付売買予定地の要件を満たし、許可された案件ではございます。

しかしながら、理由書には、令和6年6月29日に、特定建築条件付売買予定地という条件付きで土地を売却する契約をしたとの記載がございました。

この度の行為に伴い、事務局も本件を承認するか否か、判断には苦慮いたしましたが、承認相当で致し方ないと判断させていただきました。

詳しくご説明いたします。

まず、農地法第51条 違反転用に対する処分で、許可に付した条件に違反している者には、許可の取り消しや原状回復等の措置を命じることができるとなっておりますが、国が制定した農地法関係事務処理要領において、一定の条件を満たす必要はございますが、事業計画の変更を行えば、当初の転用目的を実現する見込みがあると認められるものについては、承認することができるとされております。

事務局といたしましては、本件においては、既に土地利用計画図どおり整備されておりますので事業計画に従って実施されることは確実で、周辺の地域における農地等に及ぼす影響も認められず、この度の事業計画変更に伴う、許可基準等の判断にも変更はないことから、承認相当との判断に至ったものでございます。

ただ今後、新たに同様な目的で、5条許可申請がなされた時に、許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る用途に供する見込みがないと判断された場合には、許可することができませんので、その時は、この度の行為を含め、ご審議いただければと考えております。

本件については、工事期間の延長と土地利用計画図の変更で軽微な変更ではございますが、以上の理由により議案とさせていただきます。

以上でございます。

**議長（山田会長）**

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

#### **田崎育子委員**

議席番号5番、田崎です。1番の案件について、ご報告いたします。

令和6年9月5日、農業委員2名、事務局職員2名で現地調査を行いました。この案件は、令和4年3月にご審議をいただき許可をしたものですが、工事期間での事業完了が困難な状況となったため、工事期間の延長と土地利用計画の変更が出されたものです。申請地は、済生会総合病院へ向かう旧農面道路沿いで、なかなか家が建たないなど思っておりました。今回の申請に至った詳細は、事務局の説明のとおりです。職人の人力が足りず、施工が間に合わなかったことと、当初の計画の中に敷地延長の通路を設けたこと、事業計画書などが添付されておりました。致し方ないと思われます。

慎重なご審議の程、よろしくをお願いいたします。

#### **議長（山田会長）**

事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

#### **伊田喜弘委員**

議席番号13番、伊田です。議案書の備考欄に、令和6年6月29日付けで土地売買契約締結済みとの記載がありますが、事務局はこの売買契約書を確認されたでしょうか。

#### **議長（山田会長）**

事務局、お願いします。

#### **事務局（岡本主任）**

お答えいたします。契約書の確認はしておりません。ただ、今後、事実証明願が必ず提出されますので、その時に契約書については確認をさせていただきたいと思っております。

#### **伊田喜弘委員**

確認されていないので、このような表現になっていると推測いたしました。あ

えて質問いたしましたのは、やはり、こういう事案については、農地法上、確認する義務は無いというものだと思いますが、その義務にとらわれずに、すでに契約済であれば見せてくださいと言うなど、きめ細かいコミュニケーションの中で、色々と不都合な事案が出ないように丁寧な取り扱いをしていただきたいと思いますという要望です。

#### 議長（山田会長）

ただ今の要望について、事務局、お願いします。

#### 事務局（足立事務局長）

委員がおっしゃられたとおり、義務ではありませんが会話の中で協力を求めるようお願いしてまいりたいと思います。

#### 議長（山田会長）

質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第4号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」、原案のとおり「承認」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり決しました。

#### 議長（山田会長）

次に、日程第5「議案第5号 現況確認について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

#### 事務局（佐々本事務局次長）

説明の前に、タブレット端末を起動していただき、事前にメールにてお送りしております、現地調査時の写真をお開きください。

それでは、ご説明いたします。総会議案書は、36ページでございます。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田3筆、合計面積は、2,937㎡、申請地の位置図は、37、38ページ、公図は、39ページをご覧ください。申請地は、下関市役所王喜支所から北西へ、約1.4kmに位置する土地でございます。

令和6年9月6日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で

現地調査を行いました結果、議案書記載のとおりでございました。現地調査時の写真をご覧ください。

申請地の一部には、灌木が繁茂しておりましたが、大部分は、雑草が繁茂した状況でございました。しかしながら、全ての申請地は、山林に囲まれており、通路である赤線からも至ることが困難な状況でございましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第5号ア、イに該当し、「非農地」との判断になっております。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号3番、新久保克己委員、報告をお願いいたします。

### 新久保克己委員

議席番号3番、新久保です。1番の案件について、現地調査の結果を報告します。

令和6年9月6日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました。申請地3筆は接しており、40年以上前から耕作しておらず、周囲は山林に囲まれ、雑木や雑草が繁茂していました。また、進入路はなく、申請地に至ることが困難な状況でありました。

今後、この状態で推移すれば、山林化が想定されるため、非農地と判断しました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

### 議長（山田会長）

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第5号 現況確認について」、全て「非農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

### 議長（山田会長）

次に、日程第6「議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

### 事務局（佐々本事務局次長）

ご説明いたします。総会議案書40ページをお開きください。

1番、この案件は、令和6年10月1日公告予定分に係る決定でございます。

詳細につきましては、41ページから43ページの「1. 農用地利用集積計画一覧表（令和6年10月1日公告予定分）」をご覧ください。

別紙「議案第6号関係資料」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

いずれの案件も、計画内容は、「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって本議案については、原案のとおり決定しましたので、その旨を下関市長へ通知することといたします。

次に、日程第7「報告第1号」から日程第13「報告第7号」までを一括して、事務局より報告を求めます。

#### 事務局（藤山事務局長補佐）

ご報告いたします。以降、着座にてご報告いたします。

総会報告書1から7ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、25件ございました。

8から9ページ、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について」は、5件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

10ページ、報告第3号「現況確認について」は、1件ありました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、現況確認書交付事務取扱要領により現況確認書を交付いたしました。

14ページ、報告第4号「農地造成期間延長願について」は、1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、受理書を交付いたしました。

15ページ、報告第5号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、2件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。国税局から相続税の納税猶予の適用を受けている農地の状況について照会があったもので、農業委員による現地確認を行い回答いたしました。

16ページ、報告第6号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、証明を交付いたしました。

17ページ、報告第7号「農地の転用事実に関する照会及び証明について」は1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。

以上、ご報告いたします。

#### 議長（山田会長）

事務局の報告が終わりました。

ただいまの報告第1号から第7号につきまして、ご意見、ご質問等ございませ

んか。

ないようですので、以上をもちまして「令和6年度第6回定例総会の閉会」を  
宣告いたします。

(終了時刻 10時20分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....